

平成29年度実施施策に関する事後評価等の実施計画

平成30年3月28日
原子力規制委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条第1項の規定等に基づき、平成29年度実施施策に関する事後評価等の実施計画を下記のとおり定める。

記

1. 計画期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とする。

2. 計画期間において事後評価の対象とする政策

原子力規制委員会が行う主要な政策のすべてを対象とし、共通の方針を有する施策のまとまりを単位として実施する。具体的には、平成29年度原子力規制委員会の政策体系（平成29年3月22日原子力規制委員会決定）に定める「施策目標」を対象とする。

3. 平成29年度実施施策に係る事後評価の実施方法

- ① 政策の所管課室等は、平成29年度実施施策について、平成29年度実施施策に係る事前分析表（平成29年8月23日原子力規制委員会決定）において設定した指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて事後評価を行う。
- ② 長官官房総務課は、政策立案参事官の調整の下、「平成29年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」」（平成30年2月28日原子力規制委員会了承）を踏まえ、政策評価書（案）を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求め、原子力規制委員会での審議、決定を経て、8月を目途に政策評価書を公表する。
- ③ 原子力規制委員会のメールフォーム等を通じて国民から寄せられた政策評価書に関する意見・要望については、関係する課室等で適切に活用する。
- ④ エビデンスに基づく政策立案の推進の観点から、政策立案参事官の調整の下、事後評価の結果は今後の施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。

4. 平成30年度実施施策に係る事後評価への準備

平成30年度実施施策については、「原子力規制委員会 平成30年度重点計画」を踏まえて当該年度に作成する「平成30年度実施施策に係る事前分析表」を活用して、事後評価を行う。長官官房総務課は、8月を目処に事前分析表を取りまとめて公表する。

以上